

【令和 7 年第 3 回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和 7 年 1 0 月 1 0 日 文教委員長 加藤 孝明

- 「議案第 1 1 6 号 川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 1 1 8 号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（こども未来局に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

* 地域限定保育士試験の試験内容について

神奈川県において、厚生労働省の実施要領に基づき一般の保育士試験と同一の水準となるように実施されている。

《意見》

* 法律改正後も地域限定保育士の質が確保されるよう、県に対して試験の水準を保つように要望してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 1 1 9 号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 1 2 3 号 鷺沼小学校校舎増築工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 公契約条例の適用について

本契約は公契約条例の対象となっているため、従事者へ作業報酬下限額以上の賃金を保障する必要がある。公契約条例の所管課である財政局契約課と連携しながら、施工者へ注意喚起を促す予定である。

* わくわくプラザ入退室時の動線における安全確保について

入室時は既存校舎より外階段等を経由する動線となっている。退室時はわくわくプラザから直接通用門へ退出する動線となるが、本工事において通路上の照明設備を設置し夜間でも安全な動線を確保する。今後の運用で危険な箇所が発生した場合はこども未来局と連携し対応する予定である。

《意見》

* 北側通用門付近は人通りが少なく、自動車の交通量が多いことから、わくわくプラザ入退室時の動線について、児童の安全を十分に確保するよう対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 124 号 登戸小学校校舎増築その他その 1 工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 公契約条例の適用について

本契約は公契約条例の対象となっているため、従事者へ作業報酬下限額以上の賃金を保障する必要がある。公契約条例の所管課である財政局契約課と連携しながら、施工者へ注意喚起を促す予定である。

* 地域住民への説明状況について

令和 6 年 5 月 28 日に登戸小学校において本工事に係る説明会を開催し、26 名が参加した。また、本工事に伴いグラウンドの使用可能面積が狭くなることから、防球ネットの位置を一部下げる工事を実施する予定であり、内容について地域住民へ説明した。今後、事業者と調整次第、学校だより及び説明会等を通じて工事日程について説明する予定である。

* 学校授業等における近隣グラウンドの使用に関する調整状況について

近隣のグラウンドを所有する民間事業者へ学校授業等での使用について相談した経過があるが、現時点では調整が難しい状況である。

* 運動会開催時及びスポーツ団体使用時の対応について

グラウンドの使用可能面積が限られることから、運動会は実施種目を調整し対応する予定である。地域のスポーツ団体から今後のグラウンドの運用について利用面積の拡大を求める意見は寄せられていないものの、今後そのような意見が示された場合は近隣の学校グラウンドの使用も含めて調整するなど丁寧に対応する予定である。

* 給食室解体工事における特別支援学級の児童に配慮した騒音対策について

音に過敏な児童の在籍状況等について、教職員、児童及び保護者から聴取し、把握した上で請負業者と調整するなど対応する予定である。

《意見》

* 本工事は長期間に及ぶことから、通学している児童への配慮を欠かさず対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 126 号 田島地区複合施設の建物の取得について」

《主な質疑・答弁等》

* 本施設の整備内容について

田島支所と田島コミュニティセンターを複合化した施設となる予定である。コミュニティセンターは、こども文化センター及び老人いこいの家の機能を継承しつつ、地域交流の場として「まちのリビング」を設ける予定である。

* 本市における支所の所在地について

本市では川崎区において大師支所と田島支所が設置されている。

*** 支所が設置されていない地域における施設の複合化について**

総務企画局において、現在 4 地区でモデル地区を設け、各地域における資産保有の最適化について検討を進めている。

*** 合築施設における縦割り体制の改善について**

改善に向け、関係局と課題を共有するとともに、部署間の連携強化を図りたい。

*** 今後における住民意見の反映について**

町内会及びこども文化センター等を利用する関係団体の意見を聴取するほか、今年 11 月頃に地域住民を対象としたワークショップを開催し、参加者に意見聴取を行う予定である。

*** こども文化センターを利用する児童への説明及び意見聴取について**

今後、こども文化センターの指定管理者である市民活動センターに協力を要請するなど、児童の意見の把握に努める予定である。

*** 障害者団体へのバリアフリー化に関する意見聴取について**

今後、身体障害者協会等へ施設の図面を送付し、要望に応じて団体へ説明する予定である。

*** 乳幼児専用の部屋の設置について**

児童福祉法に則ったこども文化センター等の施設と同様の水準を満たすよう対応する。

《意見》

*** 地域住民への説明について、より多くの方へ周知し、丁寧に対応してほしい。**

*** 川崎区以外の区においても、合築施設の活用の在り方に関する議論を進めてほしい。**

*** こども文化センター及び老人いこいの家を廃止し、コミュニティセンターを新設することに対して反対の立場であることから、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 141 号 川崎市多摩市民館の指定管理者の指定について」

○「議案第 142 号 川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館の指定管理者の指定について」

《一括審査の理由》

いずれも市民館等の指定管理者の指定に関する内容であるため、2 件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

*** 本議案に関する議会への資料提供の在り方について**

事業計画書における予算の具体的な内訳等については、事業者の知的財産等を含む内容であることから、開示できない場合がある。議案審査に必要である部分については、指定管理予定者と協議の上、今後も引き続き情報提供に努めたい。

*** 多摩市民館における指定管理予定者の事業計画書の確認方法について**

指定管理予定者からの提案内容について、事業内容及び、当該事業の確実な実施を担保する収支状況について確認している。

*** 指定管理者へのモニタリングを実施する部署について**

市民館は各区の生涯学習支援担当が実施し、麻生図書館については多摩図書館が実施する。

*** 指定管理者へのモニタリング方法について**

毎月定期的にモニタリングを実施するほか、管理運営等の課題に関する相談対応など、指定管理者と密に連携する予定である。

*** 施設所管部署における市職員の専門性の確保について**

先行して指定管理者制度を導入した中原市民館及び高津市民館においては、市民館の勤務経験のある市職員が、現在の施設運営所管である区の生涯学習支援担当で勤務している。所管部署の市職員へ社会教育主事任用資格の取得を促すなど、今後も市職員の専門性の確保に向けて努めていく。

*** 区役所・本庁における事務委任及び補助執行の在り方について**

区役所の総合的な管理能力の強化を可能とする一方で、局間の情報共有などについては課題があることから、関係局との連携について取り組みたい。

*** 指定管理者への引継ぎを実施する時期について**

市で既存の事業を網羅した事務マニュアルを作成し、10月中旬以降から実施する予定である。

*** 指定管理者導入に伴う経費縮減額の内容について**

主に人件費である。

*** 指定管理者の職員の採用予定について**

指定管理開始となる令和8年4月までに人員を確保する予定である。

*** 指定管理者に対する憲法尊重擁護義務の遵守に関する指導について**

仕様書において、施設の目的に沿って管理運営する旨を明記するとともに、憲法を尊重し擁護する義務の遵守について各指定管理者による研修等により職員への理解を深めるよう促すほか、定期的にモニタリングを実施する予定である。

*** 市民館・図書館における災害時の対応について**

市民館は帰宅困難者一時滞在施設であることから、仕様書において発災後の施設の開設及び運営について明記して、適切に対応することとしている。

*** 指定管理者の職員採用時における国籍条項について**

国籍条項は無いと認識している。

《意見》

*** 指定管理者によるセルフモニタリングだけではなく、市が厳しい視点でモニタリングを実施するようにしてほしい。**

*** 指定管理者のモニタリングについて、市の専門職員が実施するよう体制を見直してほしい。**

*** 指定管理開始時に職員が不足しないよう、指定管理者の採用状況について注視してほしい。**

*** 指定管理者の事業計画書の内訳について、市民の知る権利を踏まえ、事業者へ情**

報公開を促してほしい。

- * 指定管理者をモニタリングする立場の市が、どのように現場に関する知識及び経験を蓄積していくのか検討してほしい。
- * 当該施設への指定管理者制度導入に当たり、災害時の対応及び職員採用時の国籍条項等の懸念点について危機管理意識を持ち対応してほしい。
- * 社会教育施設である市民館・図書館は、専門知識の継続性の観点から全体の奉仕者として位置付けられている公務員が管理することが最善であり、指定管理者制度はなじまないことから、これらの議案には賛成できない。
- * 指定管理者制度は非正規雇用を生み出し格差を助長することが明らかであり、国際的にもあらゆる事業において再公営化の潮流となっていることから、これらの議案には賛成できない。

《議案第 1 4 1 号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第 1 4 2 号の審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 1 4 6 号 令和 7 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決